

GET ビジネス学習館 2014 行政書士講座

第4回 行政法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

5 瑕疵ある行政行為

行政行為が法定の要件を欠く場合（違法）又は公益に反する場合（不当）のように、行政行為の効力発生を妨げる事情を行政行為の瑕疵と言う。

2. 瑕疵ある行政行為の効力

原則：瑕疵ある行政行為は**取消す事のできる行政行為**（公定力により取消されるまで有効）
(S28.6.12)

瑕疵ある行政行為に対しては民法の意思表示に関する規定は適用されない。

例外：瑕疵が**重大かつ明白**であるときは**無効な行政行為**（内容が不明確な行政行為も無効な行政行為となる。事に注意。
(取消す事のできる行政行為じゃないよ))

↑
重大と明白の両方がないとダメびょん

(最判 S48.4.26) 課税処分と当然無効（重大かつ明白の要件の緩和された事例）

行政処分の内容上の過誤が課税要件の根幹にかかわり、当該処分による不利益を相手方に甘受させることが著しく不当な例外的な事情がある場合においては、瑕疵が明白であるとはいえなくても、瑕疵の重大性のみで当該処分を無効とする。

けんちゃんの参考資料

「取消す事のできる行政行為」と「無効な行政行為」とを区別する国民にとっての実益は、
取消訴訟 → 出訴期間がある
無効確認の訴え → 出訴期間がない

4. 無効原因と取消原因

(1) 主体に関する瑕疵

① 正当に組織されていない行政機関や権限のない行政機関が行った行政行為

原則：無効となる

【具体例】

- 知事が他県の事項に干渉
- 定足数を欠く合議制の行政庁の行為
- 公務員が任期満了後にした処分

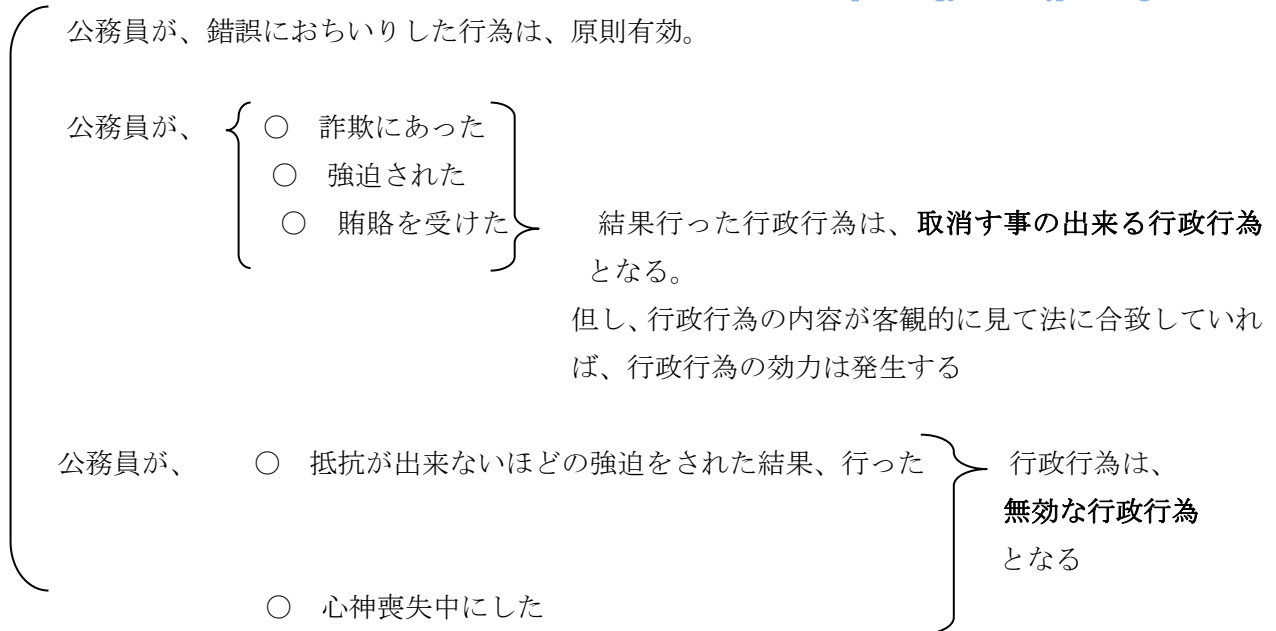
例外：無効としない

(S35.12.7) 主体に関する瑕疵

無資格者が公務員に選任されて公務員として行った行為は「主体に対する瑕疵」として無効となるが、相手方に公務員のした行為として信じるだけの相当の理由があった時は無効としない。

これを**事実上の公務員の法理**という。

② 行政庁の意思に瑕疵・欠缺がある行為



(2) 内容に関する瑕疵

内容が不能又は不明確な場合は、無効

【具体例】

- 収用対象の不明確な土地収用裁決
- 死者に対する営業免許
- 納税義務のない者に対する免税

(3) 手続に関する瑕疵

① 一般原則

原則、無効

【具体例】

○ 被処分者の利益保護のために定められた公聴会開催や聴聞等の手続の不履行例外、取り消すことのできる行政行為

【具体例】

(群馬中央バス事件) テキスト P108

② 理由の提示の不備・欠缺

理由付記が法定要件とされている時に理由を付さないでした行政行為は無効となる

但し、理由付記が法定要件とされていない時に理由を付さないでした行政行為は取消す事の出来る行政行為。

また、理由付記が義務付けられているのに理由が不十分だった時は取消す事のできる行政行為

(4) 形式に関する瑕疵

【具体例】

- 書面によらない口頭の納税督促は無効
- 文書によらない審査請求・異議申立ての裁決・決定は無効

(5) 不可変更力に反してなされた行政行為

(最判 S30.12.26) 公定力と不可変更力

農地委員会が先にした裁決を自ら取消すことは、不可変更力違反といえるが、裁決自体は独立した行政行為であるので、その違法が重大かつ明白の場合を除いては当然に無効となるものではない。

4. 違法性の承継

違法性の承継とは、行政行為の違法性を主張する際に、その行為に先行する行政行為の瑕疵（違法性）を主張できることを言う。

原則：できない

例外：先行行為と後行行為が、相結合して一つの効果の発生を目指している場合はできる。

【具体例】

原則；租税の賦課処分と滞納処分 → 違法性の承継なし

例外：農地の買収計画と買収処分 → 違法性の承継あり

5. 瑕疵が治癒される行政行為

(1) 瑕疵の治癒

瑕疵の治癒とは、行政行為に瑕疵があれば本来なら「無効」「取消し」となるが、後に適法要件を満たした場合や、その瑕疵が軽微でしかもそれを前提に手続きが進められた場合にそれを有効な行為として扱うことを言う。

(例：農地買収計画の縦覧期間の日数が不足していたが、関係者全員が縦覧を済ませていた)

「瑕疵の治癒」は、無効な行政行為には認められない。

(2) 違法行為の転換

違法行為の転換とは、ある違法な行政行為を別個の行政行為としてみた場合には適法要件を充たすと認められる場合に、その別個の行政行為として扱うことを言う。

(例：死者を相手方とした農地買収処分の通知を相続人が受取った場合に相続人に対する処分として扱う)

「違法行為の転換」は、無効な行政行為にも認められる。

(3) 判例の立場

(最判 S36.7.14) 農業用施設買収無効確認請求

事案の概要

自作農創設特別措置法では、農地の買収計画を定めた後、訴願（不服申立て）があった場合、訴願に裁決するまでは買収はできないことになっていた。しかし、本件では、買収計画に対してXの訴願があったにもかかわらず、訴願への裁決をしないまま、農地を買収をしてしまった。

〈判旨〉

「農地買収計画につき異議・訴願の提起があるにもかかわらず、これに対する決定・裁決を経ないで事後の手續を進行させたという違法は、買収処分の無効原因となるものではなく、事後において決定・裁決があったときは、これにより買収処分の瑕疵は治癒されると解するのを相当とする。」(瑕疵の治癒が認められた)

(最判 S47. 12. 5)

事案の概要

Xは税務署長から更正処分を受けたが、理由が不備であった。Xは国税局長に審査請求をしたが、更正処分の詳しい理由が付されて、更正処分の一部取消しがなされた

〈判旨〉

本件更正の付記理由には不備の違法がある。処分庁とは異なる機関の行為により付記理由不備の瑕疵が治癒されるとすることは、処分そのものの慎重、合理性を確保する目的にそわないばかりでなく、処分の相手方としても、審査裁決によって初めて具体的な処分根拠を知らされたのでは、それ以前の審査手続において十分な不服理由を主張することができないという不利益を免れない。それゆえ更正における付記理由不備の瑕疵は、後日これに対する審査裁決において処分の具体的根拠が明らかにされたとしても、それにより治癒されるものではない。

(最判 S29. 7.19) (農地委員会の買収計画)

事案の概要

或る村の農地委員会は、X所有の農地を小作地と認定し、自作農創設特別措置法施行令第43条によって小作人から買収の請求があったものとして買収計画を定めた。Xは訴願を県の農地委員会に提起したが、県の農地委員会は小作人による請求がなかったと認めつつも、同施行令第45条（こちらは、法律の附則に定められた日の事実を基にして、市町村のうち委員会が買収計画の可否を審議しなければならないとしか定められていない）を適用して買収計画を相当とする裁決を出した。Xはこれを不服として提訴した。

〈判旨〉

最高裁は、施行令第43条による場合と同第45条による場合とで買収計画を相当と認める理由が異なるとは認められないとして、転換を認め、Xの上告を棄却した。

けんちゃんのまとめ

取消しうる行政行為と無効な行政行為

	取消す事の出来る行政行為	無効な行政行為
瑕 疵 の 程 度	通常の瑕疵	重大かつ明白な瑕疵 (注)
救 済	不服申立、取消訴訟等	特別な争訟手続は不要
取 消 権 者 無効主張できる者	不当：行政庁 違法：行政庁又は裁判所	何人も無効主張できる
公 定 力	○	×
不 可 争 力	○	×

(注)：重大かつ明白の要件の緩和された事例：(最判 S48.4.26) 課税処分と当然無効

行政処分の内容上の過誤が課税要件の根幹にかかわり、当該処分による不利益を相手方に甘受させることが著しく不当な例外的な事情がある場合においては、瑕疵が明白であるとはいえなくても、瑕疵の重大性のみで当該処分を無効とする。

6 行政行為の取消しと撤回

1. 行政行為の取消し

(4) 取消権の制限（職権取消しの場合）

原則 : 取消しは自由にできる

例外① : 授益的行政行為は、取消しはできない

例外①の例外 : 不正行為によって当該行政行為をさせた場合には取消すことできる

例外② : 取消すことにより公共の利益に重大な支障が生じる特別な事情がある時は取消しできない。

例外③ : 不可変更力が働く場合も取消しできない。

2. 行政行為の撤回

(1) 撤回の意義

行政行為の撤回とは、成立当初は瑕疵はなかったが、その後の事情により効力の維持が妥当でなくなった時にその効力を失わせる行政行為をいう。

(2) 撤回権者

処分庁のみ。

上級行政庁は撤回を命じることは出来る

争訟による撤回はない

(4) 撤回権の制限

原則 : 自由に撤回できる

例外 : 授益的行政行為の場合は撤回できない

例外の例外 : 授益的行政行為でも以下の場合には撤回出来る

① 撤回する公益上の必要性が高い時（この場合、損失補償が必要）

② 撤回権を留保した時

③ 受益者側に責めに帰すべき事由がある時（この場合、損失補償は不要）

けんちゃんのその他の判例

（最判 S34.6.26）公務員の退職願の撤回に関して

退職願の提出者に対し、免職辞令の交付があり、免職処分が提出者に対する関係で有効に成立した後は、これを撤回することは許されない。免職辞令の交付前であれば、原則として、撤回は自由である。

（最判 S39.10.22）要素の錯誤（民法95条）と法定更正制度

確定申告書の記載内容の過誤の是正については、その錯誤が明白且つ重大であって、所得税法上の更正制度によっては納税義務者の利益を著しく害する等の特段の事情がある場合を除いては、法定の方法によらない錯誤の主張は認められない。